

飯田市下水道処理施設包括の維持管理業務

基本協定書（案）

令和●年●月

飯田市

目次

| | |
|--------------------------------|---|
| 第1条（目的） | 3 |
| 第2条（定義） | 3 |
| 第3条（当事者の義務） | 3 |
| 第4条（業務委託契約の締結） | 4 |
| 第5条（準備行為） | 4 |
| 第6条（S P Cの設立） | 4 |
| 第7条（基本契約） | 5 |
| 第8条（業務委託契約不調時の取扱い） | 5 |
| 第9条（本協定の解除） | 5 |
| 第10条（協議の中止） | 6 |
| 第11条（違約金） | 6 |
| 第12条（秘密の保持と情報の開示） | 7 |
| 第13条（個人情報の保護） | 7 |
| 第14条（本協定上の権利義務の譲渡の禁止） | 7 |
| 第15条（有効期間） | 7 |
| 第16条（本協定に定めのない事項及び解釈の疑義） | 8 |
| 第17条（本協定の変更） | 8 |
| 第18条（準拠法） | 8 |
| 第19条（管轄裁判所） | 8 |

基本協定書

(目的)

第1条 本「基本協定書」（以下「本協定」という。）は、本協定に基づく委託（以下「本委託」という。）に関し●●を代表企業とし、●●・●●・●●を構成企業とする●●（以下「優先交渉権者」という。）が、公募型プロポーザルを経て、優先交渉すべき優先交渉権者として選定されたことを確認し、飯田市（以下「市」という。）と優先交渉権者の間において、本委託に係る業務を受発注する契約の締結及びその他本委託の円滑な実施に必要な基本的事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本協定における用語の定義は、本文中に定義される用語を除き、次の定義に従う。また、この条及び本文中に定義されない用語で市が優先交渉権者に対して別途交付する本委託に係る要求水準書（以下「要求水準書」という。）に定義される用語は、要求水準書による。

- (1) 「業務委託契約」とは、市と優先交渉権者との間で締結される本委託の具体的な内容を定める契約をいう。
- (2) 「JV」とは、本委託の維持管理に関する業務、計画策定に関する業務及び統括管理等に関する業務を行うことを目的として、構成企業である●●、●●及び●●により結成される共同企業体をいう。【※本号は、JVを設立しない場合は削除します。】
- (3) 「本株主」とは、優先交渉権者のうちSPCの代表企業である[●]（以下「SPC代表企業」という。）とSPCの構成企業である[●]を総称している。なお、SPCの設立前においては、SPCに出資を予定する企業の総称とする。【※本号は、SPCを設立しない場合は削除します。】
- (4) 「SPC」とは、本委託における維持管理に関する業務、計画策定に関する業務及び統括管理等に関する業務の実施のみを目的として本株主により設立される特別目的会社をいう。【※本号は、SPCを設立しない場合は削除します。】
- (5) 「技術提案書」とは、優先交渉権者が令和●年●月●日付で市に提出した本委託に係る提案書類一式及び当該提案書類の説明又は補足として優先交渉権者が本協定締結日までに市に提出したその他一切の文書をいう。
- (6) 「公募資料等」とは、市が本委託の優先交渉権者を募集するための入札に関して公表した令和●年●月●日付の公募資料等その他市が公表した書類（追加又は変更された場合は、当該追加又は変更を含む。）、これらの書類に対する質問回答書及びその他関連資料をいう。

(当事者の義務)

第3条 市及び優先交渉権者は、業務委託契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応する。

2 優先交渉権者は、業務委託契約締結のための協議に当たっては、公募資料等及び優先交渉権者が提出した技術提案書類及びヒアリングでの説明等を遵守する。

(業務委託契約の締結)

第4条 市及び優先交渉権者は、業務委託契約を令和8年10月末までに締結するべく最大限努力する。

(準備行為)

第5条 優先交渉権者は、業務委託契約締結前であっても、自己の費用と責任において、公募資料等に記載された条件を遵守するために必要な準備行為を行うことができ、市は、必要かつ可能な範囲で、優先交渉権者に協力する。

2 優先交渉権者は、前項の準備行為について市からの要請がある場合は、市と適宜、協議を行い、市の指示に基づいてこれを実施する。

(S P Cの設立)

第6条 【※本条は、業務委託契約の締結時点で株式会社のS P Cを設立する前提で記載しているため、S P Cを設立しない場合は削除、株式会社以外の形態の場合は内容を修正します。】

本株主は、業務委託契約締結までに、本委託に係る公募資料等及び次の各号に定めるところに従い、会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づきS P Cを設立し、別段の定めがある場合を除き、これらをS P Cの設立時から業務委託契約が終了する日までを通じて維持するものとする。

(1) S P Cは、会社法に定める株式会社とする。

(2) S P Cの定款の目的は、本委託の遂行に限定される。

(3) S P Cは、その定款において、その発行する全部の株式の内容として、会社法第107条第2項第1号イに定める事項を定めなければならない。

(4) S P Cは、その定款において、以下の事項を定めてはならない。

①会社法第107条第2項第1号ロに定める事項

②会社法第140条第5項ただし書に定める別段の定め

③会社法第108条第2項各号に定める種類株式の発行に関する事項

④会社法第109条第2項に定める株主ごとに異なる取扱いを行う旨

⑤会社法第204条第2項ただし書に定める別段の定め

⑥会社法第243条第2項ただし書に定める別段の定め

(5) S P Cは、会社法第326条第2項に規定する定款の定めとして、取締役会、監査役

及び会計監査人を設置する旨の定めをおかなければならぬ。

- (6) SPCの資本金及び株主の構成は別紙1記載のとおり（ただし、資本金の額を増加させる場合を除く。）としなければならない。
 - (7) SPCの本店所在地は飯田市内とする。
- 2 本株主は、業務委託契約の期間中、市の書面による事前の承諾なくして、普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。また、本株主は、業務委託契約の期間中、市の書面による事前の承諾なく、SPCの株式の発行、新株予約権の発行及び行使、SPC株式又は新株予約権の譲渡その他の行為により、SPCの株式保有割合（潜在的な株式に係る保有割合を含む。）を変更することはできない。
- 3 本株主は、SPCの設立後速やかに、SPCが設立された旨、SPC設立時の代表取締役、取締役、監査役及び会計監査人（以下、本条において「役員等」という。）並びに本株主の保有するSPCの株式数を、SPCの登記事項証明書、定款（原本証明付写し）及び株主名簿（原本証明付写し）を添えて市に報告しなければならない。SPCの設立後に、役員等の改選（再任を含む。）、定款の変更及び株主名簿の記載内容の変更があった場合も同様とする。
- 4 本株主は、SPCの設立後遅滞なく、本協定に基づく地位をSPCに承継する。

（基本契約）

第7条 市及び優先交渉権者は、本委託の公募手続において市が公表した書類（公募資料等及びそれに関連する質問回答等（公表後の変更を含む。）の一切の書類をいい、以下「公募資料等」という。）に基づき、市と【JVまたはSPC】による業務委託契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。ただし、【JVの構成企業またはSPCの出資者】のいずれかが、本協定の締結までに公募資料等に定める参加資格要件を満たさなくなった場合、市は【JVまたはSPC】との業務委託契約の締結に向けた一切の行為を中止することができる。【※本号は、優先交渉権者の組織後継により修正します。】

（業務委託契約不調時の取扱い）

第8条 事由のいかんを問わず業務委託契約の締結に至らなかった場合は、既に市及び優先交渉権者が本委託の準備に関して支出した費用は各自の負担として、相互に債権債務関係が生じないことを確認する。

（本協定の解除）

第9条 各当事者は、相手方が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当することとなつた場合本協定を解除又は、当該事由を生じた者との関係で本協定を解除することができる。

- (1) 本協定に定める義務に対して重大な違反を行い、相手方から書面によりその是正の催告を受けた場合において、当該催告から30日以内に当該違反が是正されないと、又は是正が不可能であると合理的に判断されるとき
 - (2) 強制執行若しくは公租公課の滞納処分を受け、又はこれらを受けるべき事由が生じた場合
 - (3) 法的倒産手続の申立てを行った場合、又は法的倒産手続が開始された場合
- 2 各当事者は、第1項各号事由に該当した当事者に対し、当該事由と相当因果関係のある損害の賠償を請求することができる。
- 3 第1項の規定により本協定が解除された場合であっても、第12条及び第13条の規定については、引き続き効力を有するものとする。

(協議の中止)

- 第10条 本協定の締結までに公募資料等に定める参加資格要件を満たさなくなった場合、市は優先交渉権者との業務委託契約の締結に向けた一切の行為を中止することができる。
- 2 優先交渉権者決定から市との業務委託契約締結までに以下に該当した場合、市は優先交渉権者との業務委託契約の締結に向けた一切の行為を中止することができる。
- (1) 本契約に関して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において準用する場合を含む。）に規定する納付命令）が確定したとき
 - (2) 本契約に関して刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき（優先交渉権者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人について刑が確定したときを含む。）
 - (3) 業務委託契約の締結までに、優先交渉権者のいずれかが、公募資料等において提示された入札参加資格の一部又は全部を喪失したとき
 - (4) 優先交渉権者が市から指名停止を受けたとき

(違約金)

- 第11条 優先交渉権者は、本協定締結後において、本委託の入札手続きに關し、前条第2項第1号から第4号のいずれかに該当することとなった場合は、市が契約を解除するか否かにかかわらず違約金として委託料の100分の10に相当する額を市の指定する期間内に支払わなければならない。
- 2 前項の場合において、優先交渉権者は、連帶して前項の規定による違約金の支払義務を負担する。

(秘密の保持と情報の開示)

第12条 市及び優先交渉権者（以下、両者を総称して「当事者」という。）は本委託又は本基本協定に関して知り得た事項（次の各号に掲げる情報を除く。以下「秘密情報」という。）を、相手方の同意を得ずして第三者に開示しないこと及び本委託の目的以外に使用してはならない。

- (1) 情報開示の時点において既に公知の情報
- (2) 情報開示の時点において情報受領者が既に入手していた情報
- (3) 情報開示以後、各当事者又はその関係者の責によることなく公知となった情報
- (4) 情報開示以後、情報受領者が秘密保持義務を負わない第三者から正当に入手した情報

2 前項の規定は、次の各号における必要最小限の範囲で行う情報の開示については適用しない。なお、各当事者は、第1号に規定する場合には、開示先が法律、条例、政令、規則、告示、通達、ガイドライン、行政指導又は行政手続き（以下総称して「法令等」という。）に基づき守秘義務を負っている者である場合を除き、本条と同等の秘密保持義務を課すものとし、開示先が秘密保持義務に違反した場合には、他の当事者に対してその責任を負う。

- (1) 各当事者が自らのアドバイザーに開示する場合
- (2) 法令等に基づき公表又は開示が義務付けられる場合
- (3) 関係当局（行政機関の他、金融商品取引所を含む。）から要請を受けた場合

3 本条の規定は、この協定が終了し、又は解除された後においても、なお5年間効力を有するものとする。

(個人情報の保護)

第13条 優先交渉権者は、本委託に関して知り得た個人情報を他人に漏らし、又は本委託の範囲を超えて使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(本協定上の権利義務の譲渡の禁止)

第14条 優先交渉権者は、市の事前の書面による承諾なく、本協定上の地位及び本協定に基づく権利義務を第三者に譲渡し若しくは承継させ、又は担保に供することその他一切の処分を行ってはならない。ただし、本協定第6条第4項の規定に従いS P Cに承継する場合を除くものとする。

(有効期間)

第15条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から業務委託契約が締結された日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、業務委託契約が締結されるに至らなかった場合には、業務委託契約の締結の不成立が確定した日をもって本協定は終了するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、本協定の有効期間の終了後も、第11条から第14条、本項、第16条から第19条までの規定は、本協定有効期間の満了後も効力を有するものとする。【※ＳＰＣの設立の有無により、引用条項を修正します。】

(本協定に定めのない事項及び解釈の疑義)

第16条 本協定の規定又は本協定に定めのない事項について疑義が生じた場合、本協定の当事者は協議により解決する。

(本協定の変更)

第17条 本協定の変更は、市及び優先交渉権者が事前に書面により合意した場合にのみ行うことができるものとする。

(準拠法)

第18条 本協定は日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

- 2 本協定及び関連書類、書面による通知は日本語で作成される。また、本協定の履行に關して当事者間で用いる言語は日本語とする。

(管轄裁判所)

第19条 本協定に関する訴訟の提起又は調停の申立てについては、長野地方裁判所を第1審の専属管轄裁判所とするとともに、市及び優先交渉権者は、同裁判所の専属的管轄に服することに同意する。

以上を証するため、本基本協定を〇通作成し、市及び優先交渉権者の代表企業及び各構成企業は、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

【市】

長野県飯田市大久保町2534番地

飯田市

飯田市長 佐藤 健

【優先交渉権者】

代表企業

[所在地]

[商号]

[代表者]

構成企業

[所在地]

[商号]

[代表者]

[所在地]

[商号]

[代表者]

[所在地]

[商号]

[代表者]